

島生環乙第557号  
島警乙第2417号  
島生企乙第238号  
島刑企乙第555号  
島交企乙第2375号  
島公乙第462号  
令和3年12月27日

各所属長 殿

保存期間	5年
------	----

島根県警察本部長

島根県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱の制定について（通達）

島根県警察サイバー防犯ボランティアについては、島根県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱の制定について（平成23年12月28日島生環甲第1131号ほか本部長通達）により、効果的な運用に務めているところであるが、別添のとおり「島根県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱」を定め、令和4年1月1日から実施することとしたので、運用に誤りのないようにされたい。

## 別添

### 島根県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、サイバー空間における安全と平穩の確保に資するため、島根県警察サイバー防犯ボランティア（以下「ボランティア」という。）の設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 委嘱要件

警察本部長（以下「本部長」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当し、適任と認められる者をボランティアとして委嘱するものとする。

- (1) インターネットに関する豊富な知識を有する者
- (2) 現にインターネットを利用している者
- (3) 情報セキュリティ対策に万全を期している者
- (4) 島根県内に居住し、ボランティア精神を有する者
- (5) 人格識見に優れている者
- (6) 警察本部等における研修会に参加することができる者
- (7) 委嘱期間を通じて活動することができる者

#### 第3 委嘱

- 1 ボランティアの委嘱は、警察署長又は生活安全部生活環境課長（以下「警察署長等」という。）からの推薦に基づき、本部長が行うものとする。
- 2 ボランティアの推薦は、島根県警察サイバー防犯ボランティア推薦書（様式第1号）により行うものとする。
- 3 委嘱は、本部長が委嘱状（様式第2号）を交付して行うものとする。
- 4 本部長は、委嘱したボランティアを島根県警察サイバー防犯ボランティア名簿（様式第3号。以下「名簿」という。）に登載するものとする。
- 5 ボランティアの委嘱期間は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、再委嘱を妨げない。

#### 第4 委嘱事項

本部長が、ボランティアに対して委嘱する事項は、次のとおりとする。

- (1) インターネット上に存在する違法・有害情報及び違法・有害情報と思料される情報の発見、通報
- (2) サイバー犯罪対策に係る提言
- (3) 警察本部等における研修会その他会議への参加
- (4) その他サイバー防犯ボランティア活動

#### 第5 通報要領

違法・有害情報を発見した場合は、インターネットホットラインセンター又は生活安全部生活環境課（以下「生活環境課」という。）に通報するものとする。ただし、自殺予告事案等、人命保護のための緊急の対処が必要と認める情報は、110番通報等により、警察に対し速やかに通報するものとする。

## 第6 遵守事項

- 1 ボランティアは、委嘱期間中及び解嘱後においても、その活動に関して知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- 2 ボランティアは、個人のプライバシーに関する情報、メールアドレス等の取扱いについて、慎重を期し、その秘匿については十分配慮しなければならない。

## 第7 辞任の申出

ボランティアは、個別の事情等により、委嘱期間中にボランティアとしての活動が困難となった場合には、島根県警察サイバー防犯ボランティア辞任申出書（様式第4号）により、警察署長等に対し辞任を申し出ることができる。

## 第8 解嘱事由

本部長は、ボランティアが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、委嘱期間にかかわらずこれを解嘱するものとする。

- (1) 第6に規定する遵守事項に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため活動の継続に支障が生じ、又はこれに堪えることができないと認められるとき。
- (3) ボランティアとして相応しくない非行があったとき。
- (4) ボランティアから第7に規定する辞任の申出があったとき。
- (5) その他ボランティアとしての活動を継続していくことに適さない理由があると認められるとき。

## 第9 解嘱

- 1 ボランティアの解嘱は、警察署長等からの申請に基づき、本部長が行うものとする。
- 2 ボランティアの解嘱申請は、解嘱申請書（様式第5号）により行うものとする。
- 3 解嘱は、本部長が解嘱通知書（様式第6号）を交付して行うものとする。
- 4 本部長は、ボランティアの解嘱が行われたときは、速やかに名簿の整理を行うものとする。

## 第10 運用上の留意事項

- 1 警察署長等は、ボランティアの有する本来業務等の事情を考慮し、その運用に当たっては、過度の負担を強いることがないように配慮するとともに、ボランティアと積極的に情報交換を行うなど、緊密な連携の保持に努めなければならない。
- 2 本要綱の運用に当たっては、ボランティア個人のプライバシーなどに関する情報の取扱いについて、慎重を期し、その秘匿を徹底しなければならない。

## 第11 通報処理票の作成

生活安全部生活環境課長は、ボランティアから第4の(1)に規定する通報を受けたときは、通報処理票（様式第7号）を作成し、当該通報の情報に関する事案を所管する警察本部の関係所属長に通知するものとする。

## 第12 事務

ボランティアの運用に関する事務は、生活環境課において行う。

### 第13 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

様式〔略〕